

埼玉人権連が県交渉

事業継続の根拠とする「意識調査」やめよ

埼玉人権連は7月26日、浦和の全電通埼玉会館で「同和行政の終結を求め、要求書」に基づいて

て県人権政策課・人権教育課と交渉。全15項目の回答を受けた後、重点項目を中心に話し合いました。

た。

回答で

は、県把握の乳幼児虐待2016年度11639件（児童相談所・虐待防止法制定後最多）、いじめ15年度公立学校4644件・解消率94・1%（生徒指導課）に対して、部落問題を理由とする人権侵害・差別的取扱いは15年度2件・16年度4件（内容の説明なし）

・市町村報告の相談件数5年間で45件との状況が出され、同和問題を人権施策の重要課題としていることの異常さが鮮明になりました。

回答。県民の意識＝内心を調査する「人権意識調査」は人権侵害との提起に、「個人を特定し強制する調査でないから人権侵害ではない」とし、「まだ差別があるとの答えがあり人権施策を継続する」との回答に出席者からは、時代錯誤の情報を提供して「意識調査」をし事業を継続するのを永久に繰り返すのか、と怒りの声。

人権連代表9人と埼玉労連、埼玉教組、埼玉高教の委員長が出席＝さいたま市、7月26日

県発行啓発冊子の「同和地区」「同和地区の人々」の用語問題で、「同和地区」は存在するのかの追及に「特別法の終了で存在しないが差別を受けてきた地域を包括的に表す言葉」とあいまいな

部落差別解消法の「附帯決議」に関して「国会の議論であり我々が意見を言うものではないし記録もないから内容が分からない。国からの説明も指示もない」との回答に驚く。早急な取り組みが必要となっています。

